

令和4年度保険料率について



令和4年度保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和3年10月に開催した各支部の評議会での意見については、協会は、

- ・医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造や、今後、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年度以降も後期高齢者支援金が増大していくなど、楽観視できない現実がある中で、できる限り平均保険料率10%を超えないようにということを基本に考えている。
- ・協会の財政について、「大きな変動がない限り、中長期に考えていきたい」という基本的なスタンスを変えていない。

ことについて評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

| | | |
|---------------------------|------------|-------------|
| 意見の提出なし | 2支部(6支部) | ※()は昨年度の支部数 |
| 意見の提出あり | 45支部(41支部) | |
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 | 31支部(31支部) | |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 10支部(5支部) | |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 4支部(2支部) | |
| ④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし) | 0支部(3支部) | |

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

令和4年度保険料率等に関して運営委員会（令和3年11月26日開催）で出されたご意見

1. 平均保険料率及び準備金

- 令和4年度の平均保険料率を10%とすることに異論はないが、準備金を取組の原資として有効活用してほしい。取組例として、健康経営セミナーの積極的な開催や事業所カルテ配布活動の強化などが考えられる。事業主が健康経営に取り組み、従業員が心身ともに健康な状態で働くことにより、生産性の向上や企業経営への好影響が期待できるものである。
- 支部評議会の意見では、平均保険料率10%を維持するべきとの意見が多くなっているが、これらは、将来的な負担増を考慮しての消極的な賛成と思われる。これまでのように、中長期的な観点で平均保険料率を10%に据え置くだけでは、各支部の評議員、事業主や被保険者の納得は得られないと考える。

本運営委員会でも、支部から出されている保険料率の引き下げや準備金の還元・活用、国庫補助率の引き上げ等の意見について、しっかりと受け止めて検討して欲しい。このような検討を行う場合、特に被保険者の意見を反映させる必要があると考えている。被保険者に、協会が国庫補助の約3倍の額を高齢者医療への拠出金として負担していることを知っていただくよう、十分周知広報してもらいたい。そうすることで、被保険者自ら声を出してもらうことが可能となると思う。

国民皆保険を維持するために、協会けんぽが今後どうあるべきなのか、どこまで保険料の負担ができるのかなどを考えた上で、大きな視点で政府に要望していく時期にきているのではないか。
- 本来であれば、わずかでも保険料率を引き下げ、事業主の負担を軽減していただきたい。一方で、協会けんぽの財政状況は赤字構造が続き、今後新型コロナウイルス感染症の感染再拡大等がないとは言えず、将来的にも不安定な状況が続くことが見込まれる。これらを踏まえると、制度の安定的な運営のために、今は平均保険料率10%を維持することが重要である。

国庫負担については、各支部の評議会でも多くの支部から上限の20%まで引き上げを要望する意見が出ている。準備金残高が積み上がっている中で、加入者への還元策として特定健診等の補助率の引き上げを何とか実現し、協会けんぽの運営を維持していただきたい。
- 平均保険料率が頻繁に変動すると、医療保険制度に対する不安感につながると感じる。これまで中長期的な視点で考えることを貫いてきており、平均保険料率は10%維持が妥当であると考えている。

一方で、準備金の残高がかなり積みあがっていることも事実であり、支部評議会の意見でも「加入者に還元すべき」という意見が出ている。また、法定準備金の積立額は1か月分で妥当なのか、という支部評議会の意見には同感である。

令和4年度保険料率等に関して運営委員会（令和3年11月26日開催）で出されたご意見

- 保険料の負担感も高まっているが、被保険者の立場として、健全な運営を将来にわたって継続するために安定した財政基盤を確保する必要性は理解できる。したがって、令和4年度の平均保険料率について10%を維持することは、セーフティネットとしての役割の観点からやむを得ないと思うが、2点踏まえていただきたい。
 - 1点目は、被保険者や事業主の納得性を高めるべく、より丁寧な説明に努めていただきたい。
 - 2点目は、被保険者や被扶養者の健康増進のための様々な事業を行っていただきたい。また、どの程度まで準備金を積み上げておくことが妥当なのか、ということを検討するのは本運営委員会の役割ではないか。
- 被保険者にとっては、保険料率を引き下げて負担を少しでも軽くすることが一番だが、今後のことを考えると10%維持が妥当。準備金に関しても、準備金が5か月分積み上がっていることを踏まえ、準備金のあり方や還元策を含めて検討いただきたい。
- 基本的には平均保険料率10%維持を支持する。一旦、保険料率を引き下げたとしても、また引き上げることが視野に入っている以上は、なるべく平均保険料率10%を維持していくことが事業主の立場に立っても望ましいと考える。
 - 準備金が積み上がっていることで、様々な意見が出ていることも理解する。加入者、事業主、保険者、いずれにもメリットが受けられるような方策を真剣に考えることが求められており、そのための検討・議論を早急にすべきである。また、シミュレーションの信頼性、整合性等を確認したうえで、更に議論が進むことを期待したい。

2. 保険料率の変更時期

- 令和4年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

令和4年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和4年度は、令和2年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- インセンティブ分の加算額は、0.007%に据え置き。
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

| | |
|------------------|---------|
| 共通料率 (A + B - C) | 4.71 % |
| A. 第2号都道府県単位保険料率 | 3.90 % |
| B. 第3号都道府県単位保険料率 | 0.84 % |
| C. 収入等の率 | 0.03 % |
| 第1号平均保険料率 | 5.29 % |
| 計 | 10.00 % |

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

| | | R2(2020)年度 | R3(2021)年度 | | R4(2022)年度 | | 備考 |
|--------|----------|------------|-------------------------|----------------|-------------------------------------|----------------|---|
| | | 決算 (a) | 直近見込 (R3年12月) (b) | R3-R2 (b-a) | 政府予算案を 踏まえた見込 (R3年12月) (c) | R4-R3 (c-b) | |
| 収入 | 保険料収入 | 94,618 | 99,375 | 4,757 | 99,369 | ▲ 5 | H24-R3年度保険料率： 10.00% R4年度保険料率： 10.00% |
| | 国庫補助等 | 12,739 | 12,461 | ▲ 279 | 12,454 | ▲ 7 | |
| | その他 | 293 | 275 | ▲ 18 | 266 | ▲ 8 | |
| | 計 | 107,650 | 112,110 | 4,460 | 112,090 | ▲ 21 | |
| 支出 | 保険給付費 | 61,870 | 66,623 | 4,753 | 67,304 | 681 | ○R4年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R4年度均衡保険料率： 9.54% |
| | 前期高齢者納付金 | 15,302 | 15,541 | 239 | 15,542 | 1 | |
| | 後期高齢者支援金 | 21,320 | 21,596 | 276 | 20,790 | ▲ 806 | |
| | 退職者給付拠出金 | 1 | 1 | ▲ 0 | 1 | ▲ 0 | |
| | 病床転換支援金 | 0 | 0 | ▲ 0 | 0 | ▲ 0 | |
| | その他 | 2,974 | 4,582 | 1,607 | 3,868 | ▲ 714 | |
| | 計 | 101,467 | 108,343 | 6,876 | 107,505 | ▲ 838 | |
| 単年度収支差 | | 6,183 | 3,768 | ▲ 2,415 | 4,585 | 818 | |
| 準備金残高 | | 40,103 | 43,870 | 3,768 | 48,456 | 4,585 | |

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和4年度和歌山支部保険料率

令和4年度
和歌山支部
保険料率
10.18%
(10.11%)

=

第1号
保険料率
5.44%
(5.42%)

+

第2号
保険料率
・全国一律[3.90%]
・インセンティブ
加算率[0.007%]
3.91%
(4.00%)

+

第3号
保険料率
(支部精算分除く)
0.84%
(0.74%)

+

第3号
保険料率
(支部精算分)
0.02%
(▲0.01%)

-

収支等見込額
相当率
・全国一律[0.03%]
・インセンティブ減算率
[0.004%]
0.03%
(0.04%)

※ () 内は令和3年度保険料率

第1号保険料率
各支部の医療給付費
で決定され、年齢・
所得調整された料率

第2号保険料率
・後期高齢者支援金等の
拠出金や現金給付にかか
る料率(全国一律)
・インセンティブ加算率

第3号保険料率
(支部精算分除く)
準備金積立てや業務
経費にかかる料率

第3号保険料率
(支部精算分)
令和2年度の支部収支
の赤字分にかかる料
率

収支見込相当率
・雑収入や日雇いの
保険料収入
・令和2年度のインセ
ンティブ減算率

| | 令和3年度保険料率算定時見込 | 令和4年度見込 |
|-------------------|----------------|---------|
| 和歌山支部医療給付費 (百万円) | 39,639 | 39,905 |
| 和歌山支部総報酬額 (百万円) | 665,448 | 670,049 |
| 和歌山支部保険料率 | 10.11% | 10.18% |
| 調整前保険料率 a | 5.96% | 5.96% |
| 年齢調整 b | ▲0.01% | ▲0.03% |
| 所得調整 c | ▲0.52% | ▲0.48% |
| 調整後第1号保険料率(a+b+c) | 5.42% | 5.44% |

協会けんぽの保険料率の推移

単位：%

| 変更月 | H20.10 | H21.9 (任継は H21.10) | H22.3 (任継は H22.4) | H23.3 (任継は H23.4) | H24.3 (任継は H24.4) | H25.3 (任継は H25.4) | H26.3 (任継は H26.4) | H27.4 (任継は H27.5) | H28.3 (任継は H28.4) | H29.3 (任継は H29.4) | H30.3 (任継は H30.4) | H31.3 (任継は H31.4) | R2.3 (任継は R2.4) | R3.3 (任継は R3.4) | R4.3 (任継は R4.4) |
|------------------------------------|---|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|--------------------------------|-----------------------|
| 全国平均 保険料率 | <ul style="list-style-type: none"> ●全国健康保険協会発足 ●全国統一の保険料率 | 8.20 | 9.34 | 9.50 | 10.00 | 10.00 | 10.00 | 10.00 | 10.00 | 10.00 | 10.00 | 10.00 | 10.00 | 10.00 | 10.00 |
| 均衡保険料率 | | — | — | — | — | 10.07 | 10.08 | 9.74 | 9.52 | 9.72 | 9.50 | 9.46 | 9.45 | 9.70 | 9.54 |
| 国庫補助率 | | 13.0% | 16.4% | 16.4% | 16.4% | 16.4% | 16.4% | 16.4% | 16.4% | 16.4% | 16.4% | 16.4% | 16.4% | 16.4% | 16.4% |
| ※激変緩和率 | | 8.20 | 1/10 | 1.5/10 | 2/10 | 2.5/10 | 2.5/10 | 2.5/10 | 3/10 | 4.4/10 | 5.8/10 | 7.2/10 | 8.6/10 | 10/10 <small>緩和措置終了</small> | — |
| 和歌山支部 保険料率 | | 8.21 | 9.37 | 9.51 | 10.02 | 10.02 | 10.02 | 9.97 | 10.00 | 10.06 | 10.08 | 10.15 | 10.14 | 10.11 | 10.18 |
| 据え置き前 | | — | — | — | — | 10.10 | 10.11 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 和歌山支部 (激変緩和前) | | 8.34 | 9.50 | 9.57 | 10.10 | 10.16 | 10.20 | 9.95 | 10.03 | 10.08 | 10.09 | 10.14 | — | — | — |
| 和歌山支部 (インセンティブ反 映前) | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 10.13 | 10.12 | 10.18 |

- 保険料率の急激な変動を緩和するため、導入された激変緩和措置は令和2年3月までで終了となった。
 - インセンティブ制度の導入により令和2年度の取り組みが令和4年度の保険料率に反映されることとなる。
- ※制度の財源として保険料率の中に0.01%を盛り込むこととなったが、経過措置として令和3年度、4年度の保険料率に0.007%、令和5年度保険料率以降に盛り込む率は0.01%となる。

令和4年度都道府県単位保険料率における 保険料率別の支部数 (暫定版)

(参考) 令和3年度都道府県単位保険料率

| 保険料率 (%) | 支部数 |
|----------|-----|
| 11.00 | 1 |
| 10.65 | 1 |
| 10.52 | 1 |
| 10.47 | 1 |
| 10.45 | 1 |
| 10.43 | 1 |
| 10.39 | 1 |
| 10.35 | 1 |
| 10.34 | 1 |
| 10.30 | 1 |
| 10.27 | 1 |
| 10.26 | 1 |
| 10.25 | 1 |
| 10.22 | 1 |
| 10.21 | 1 |
| 10.18 | 2 |
| 10.15 | 1 |
| 10.14 | 1 |
| 10.13 | 1 |
| 10.09 | 2 |
| 10.03 | 1 |
| 9.99 | 1 |
| 9.96 | 2 |
| 9.95 | 1 |
| 9.94 | 1 |
| 9.93 | 1 |
| 9.91 | 2 |
| 9.90 | 1 |
| 9.89 | 1 |
| 9.85 | 1 |
| 9.83 | 1 |
| 9.82 | 1 |
| 9.81 | 1 |
| 9.77 | 1 |
| 9.76 | 1 |
| 9.75 | 1 |
| 9.73 | 1 |
| 9.71 | 1 |
| 9.67 | 1 |
| 9.66 | 1 |
| 9.65 | 1 |
| 9.61 | 1 |
| 9.51 | 1 |

| 保険料率 (%) | 支部数 |
|----------|-----|
| 10.68 | 1 |
| 10.45 | 1 |
| 10.36 | 1 |
| 10.30 | 1 |
| 10.29 | 3 |
| 10.28 | 1 |
| 10.26 | 1 |
| 10.24 | 1 |
| 10.22 | 3 |
| 10.18 | 1 |
| 10.17 | 1 |
| 10.16 | 1 |
| 10.11 | 2 |
| 10.06 | 1 |
| 10.04 | 1 |
| 10.03 | 2 |
| 10.01 | 1 |
| 10.00 | 1 |
| 9.99 | 1 |
| 9.98 | 1 |
| 9.97 | 1 |
| 9.96 | 1 |
| 9.95 | 1 |
| 9.91 | 1 |
| 9.87 | 1 |
| 9.84 | 1 |
| 9.83 | 2 |
| 9.81 | 1 |
| 9.80 | 1 |
| 9.79 | 2 |
| 9.78 | 1 |
| 9.74 | 2 |
| 9.72 | 1 |
| 9.71 | 1 |
| 9.66 | 1 |
| 9.64 | 1 |
| 9.59 | 1 |
| 9.50 | 1 |

介護保険の令和4年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の金額を総報酬額で除したものを基準として算出することになります。令和4年度の介護納付金の金額や令和3年度末に見込まれる剰余分等を踏まえると、令和4年度の介護保険料率は、令和3年度の介護保険料率1.80%よりも0.16%ポイント減少し、1.64%となります。

なお、介護納付金については、令和4年度は1兆480億円の見込みであり、令和3年度から189億円増加する見込みです。

これは、前々年度の介護納付金を精算した際の戻り額(令和2年度に納付した介護納付金について、実績に基づいて精算された際に発生する協会けんぽへの返還額:約1,400億円)の影響により介護納付金を減少させる要素があるものの、介護給付費の増加等により増加したことによるものです。

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

| | | R2 (2020) 年度 | R3 (2021) 年度 | R4 (2022) 年度 | 備考 |
|--------|-------|--------------|------------------|--------------------------|---------------------|
| | | 決算 | 直近見込 (R3年12月) | 政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月) | |
| 収入 | 保険料収入 | 10,379 | 11,002 | 10,229 | R2年度保険料率： 1.79% |
| | 国庫補助等 | - | - | 1 | R3年度保険料率： 1.80% |
| | その他 | - | - | - | R4年度保険料率： 1.64% |
| | 計 | 10,379 | 11,002 | 10,229 | |
| 支出 | 介護納付金 | 10,303 | 10,291 | 10,480 | 納付金対前年度比 ⇒ + 189 |
| | その他 | 21 | 55 | - | |
| | 計 | 10,324 | 10,345 | 10,480 | |
| 単年度収支差 | | 55 | 656 | ▲ 250 | |
| 準備金残高 | | ▲ 430 | 227 | ▲ 24 | |

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和4年度の都道府県単位保険料率の変更に係る意見(案)

健康保険法 第160条第7項

支部長は、(中略)都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

| 令和4年度支部長意見(案) | 令和3年度支部長意見 |
|---|---|
| <p>○和歌山支部保険料率 令和3年度：10.11% →令和4年度：10.18% (+0.07%)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による医療費や賃金の動向が不透明であるうえ協会財政の赤字構造が解消されない中、財政運営を中長期的な考えを基本とする必要があるという視点より安定した医療保険制度運営のためには平均保険料率を10%に維持することはやむを得ないと考える。</p> <p>しかしながら、和歌山支部の保険料率は、平均保険料率を超えており、加入者、事業主の負担を考えれば、少しでも保険料率を下げるのが望まれる中、当支部の次年度の保険料率が+0.07%の大幅な引き上となっている状況については、上昇した要因を加入者に丁寧に説明していく必要があると考える。</p> <p>支部評議会においてもコロナウイルスの影響や今後の財政の見通しにより平均保険料率を10%に維持することはやむを得ないのご意見をいただいているとともに、今後準備金が枯渇するというシミュレーションが示されている状況の中、今のうちに国庫補助率の引き上げを実現するため、国に対して強く働きかけていくべきとのご意見もいただいております、当職としても同意見である。</p> <p>また、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が解消されない限り、財政の不安定化は続くため公的医療保険制度の抜本的見直しに関する国への要望を強化していただきたい。</p> | <p>○和歌山支部保険料率 令和2年度：10.14% →令和3年度：10.11% (-0.03%)</p> <p>今回、保険料率の変更を考えるにあたっては、言うまでもなく新型コロナウイルス感染症の影響を抜きには語れない。</p> <p>令和2年4月に緊急事態宣言が発令されて以降、和歌山県における景気動向指数は大きく下落し、5月は前年同月比マイナス40.2ポイント、9月時点ではマイナス34.3ポイントと、経済は未だ厳しい状況にある。特に、中小・零細企業は、このような経済情勢悪化の影響を大きく受けていると考えられる。</p> <p>このような状況下、本来であれば、事業主や加入者の負担を少しでも軽減すべく、保険料率を下げたいところである。</p> <p>しかしながら、この冬、新型コロナウイルス感染症が拡大し、再び緊急事態宣言が発令された状況下において、景気回復は更に遅れると考えられ、現段階では注視する他ない。</p> <p>また、当支部評議会においても、新型コロナウイルス感染症による協会けんぽの収支に与える影響が不透明な状況であることを鑑み、令和3年度平均保険料率については、10%維持すべきとご意見をいただいております、当職としても同意見である。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症が収支に与える影響については、今後できるだけ、足元の数字を拾い上げ、運営委員会等を通じ情報提供していただきたい。</p> |